

斜里町地域おこし協力隊募集要領 『情報発信及び SNS 運用推進』

～世界自然遺産「知床」のまちに住みたいという想いに応えられる地域に～

1. 斜里町ってこんなところ

斜里町は北海道東部、オホーツク海に面した人口約 10,600 人のまちです。世界自然遺産である「知床」を有しており、大自然を背景とした観光業とともに農業と漁業を基幹産業としています。

日本百名山のひとつである斜里岳の麓にまちが広がり、春から夏にかけてじゃがいもの花がいっぱいに咲き、秋になるとサケが川を遡上し、冬には流氷が海を埋め尽くす。そんな、季節によって大きく表情を変える風景が魅力のひとつです。

まちづくりの基本理念は「みどり(自然)と人との調和」であり、地域ブランディング「SHIRETOKO!SUSTAINABLE 海と、森と、人。」をブランドメッセージに 2015 年から進めています。また、関係人口創出推進、知床の開拓地跡におけるナショナルトラスト運動(寄附金を財源とした自然保護活動)などを実施しています。

2. まちの課題

総人口の減少、特に高齢化率は約 34% に上り、生産年齢人口の減少が進行していることから、農業・漁業・観光業をはじめ、あらゆる産業で地域の担い手不足による自立性の低下や地域経済への悪影響が予想されています。この現状の中、この地にある豊かな自然や資源などの強みを生かしつつ、観光、インターン、お試し移住をはじめとする様々な受け皿より深く地域の魅力に触れ、斜里のファンを増やすこと、そして、移住・二地域居住をはじめとした斜里町に人を呼び込む施策を進めることが、「持続可能な地域の未来」を目指していく上で求められています。

3. 募集内容：情報発信及び SNS 運用推進員 1 名

4. 情報発信及び SNS 運用推進員の業務概要

【配属先業務項目】

地域の魅力創造と地域ブランディングを運営していくため、「共有」「発信」を通して以下の項目について一緒に取り組んでもらえる方を募集します。

- ・移住促進、地場産品高付加価値化、産業振興（さけ日本一 PR、ふるさと納税）等の目的型の SNS 運用管理
- ・行政広報の情報発信力強化に関する企画立案・普及啓発
- ・魅力発信に向けたライティング業務運営

【地域・組織など全体に関する項目】

- ・地域をよく知つてもらうため、イベントやコミュニティ活動への参加
- ・ご自身のバックグラウンドと斜里町の魅力発信をつなぐ取り組み
- ・協力隊員同士、役場職員などとの横のつながりづくり

【自立のための項目】

- ・卒業後の準備に関する活動

例：カフェ運営、インターン事業運営、産業ガイド業開業、その他の独立開業、町内事業者への就業、地方公務員として入庁、新しい働き方（フルリモート）等で就業等
※起業・事業継承のサポート支援有り

5. 応募資格

- (1) 応募時点で、三大都市圏（注1）又は都市地域（注2）等（過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外（注3））に居住し、任用後に斜里町に住民登録を移し、移住できる方
※任用前に斜里町に転入した場合、任用取り消しとなりますので注意ください。
- (2) 心身ともに健康で、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域活性化に取り組む意欲のある方
- (3) 企業PR、ブランディング、ライティング、クリエーターなどの実務経験があり、地域の課題解決に興味がある方。
- (4) 組織内外の人と関わり、提案するような経験をお持ちの方又は未経験でも興味をお持ちの方
- (5) 普通自動車運転免許証（A T車限定可）を取得している方
- (6) パソコン（Word・Excel等）を日常的に操作している方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

注1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

注2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（条件不利地域）に該当しない市町村をいう。

注3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

6. 勤務地:斜里町役場

7. 着任形態・期間

- (1) 着任形態 斜里町会計年度任用職員（パートタイム）
- (2) 着任期間 着任日から最長3年間まで（1年毎更新）
※配属先や個人の事情に応じて、別途個別に相談可能です。
- (3) 副業（サイドビジネス） 希望すれば勤務時間外の副業も可能（所属企業からの派遣など）。

※ただし、職務専念義務違反や信用失墜行為の適用を受けない範囲に限る。

8. 勤務時間:8:45～17:30 のうち週35時間（週休2日）

9. 報酬等【報酬及び期末勤勉手当を合わせた想定年収：約340万円】

- (1) 月額：239,806円 ※勤務時間によって変動あり
- (2) 期末・勤勉手当：年各2回支給
※ただし、採用時期や給与改定等により変動する場合があります。
- (3) 社会保険（健康保険・厚生年金）・雇用保険
- (4) 活動車両あり（燃料費については上限あり）
- (5) 住居借上げに係る助成あり（上限38,500円）
- (6) 灯油手当（上限あり）
- (7) 引っ越しにかかる費用は自己負担

10. 休日・休暇

- (1) 土日及び祝日（業務で出勤した場合は、代休取得）
※週休3日及び祝日に変更可（要相談）
- (2) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 有給休暇（20日/年度）※採用時期によって変動あり

11. 応募方法

令和7年5月30日（金）、応募用紙に必要事項を記入のうえ、斜里町役場総務部政策推進課宛にメール送付してください。

※応募用紙は、町HPよりダウンロードしてください。

12. 選考

- (1) 第1次選考は、書類による選考とし、応募者全員に結果を文書にて通知します。
- (2) 第2次選考は、第1次合格者を対象に面接試験を実施します。詳細は、個別にご連絡

します。

13. 問い合せ先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町 12 番地 斜里町総務部政策推進課

電話番号 : 0152 (26) 7708

メールアドレス : sh.miryoku@town.shari.hokkaido.jp